

総務委員会記録

令和4年12月20日開催

- 1 日 時 令和4年12月20日(火) 9:58 ~ 11:57
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 久米委員長 水谷副委員長
山崎委員 幸坂委員 住友利広委員 小野委員
沢本委員 福谷委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 傍聴議員 渡部議員 広浦議員 住友進一議員 橋本議員
奥田議員 陶久議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 桑村政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 岡部危機管理部長
町田消防長 中川消防次長 大田消防本部参事
松田消防署長 佐坂秘書広報課長 荒井人事課長
東企画政策課長 吉岡行革デジタル戦略課長
横手ふるさと未来課長 田中総務課長 山崎財政課長
清水税務課長 川端危機管理課長 小原会計課長
田中消防総務課長 武田第一消防課長
六浦第三消防課長 手塚選挙管理委員会事務局長
倉野監査事務局長 山田ゼロカーボン推進室長 他
- 8 事務局 阿部議会事務局長 新田課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

久米委員長 おはようございます。ただ今から総務委員会を始めさせていただきますが、この度、委員長に就任いたしました久米でございます。水谷副委員長ともども、委員会のスムーズな運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、理事者を代表して表原市長から御挨拶をいただきたいと思えます。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も皆様、大変御多用の中、総務委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。そして、今、御挨拶がございましたけれども、今議会におきまして新たに選任されました久米委員長並びに水谷副委員長をはじめ、委員各位の皆様におかれましては、どうか十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の一部改正案3件、令和4年度一般会計補正予算案2件の計5件でございます。詳細につきましては関係課長より御説明をいたさせますが、御提案申し上げました案件につきましては、どうか十分な御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日も何卒よろしくお願いいたします。

久米委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案5件の審査であります。議案の審査に入る前にお願い申し上げます。理事者の方は自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着席して行っていただいて結構です。委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審査に入ります。

第2号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

久米委員長 まず『第2号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。手塚選挙管理委員会事務局長。

【理事者説明 手塚 選挙管理委員会事務局長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第3号議案 阿南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

久米委員長 続いて『第3号議案 阿南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。荒井人事課長。

【理事者説明 荒井 人事課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 2点ほど、質問をさせていただきます。
まず、条例の第3号議案の目次の第2章、一番下の定年制度であります。このところで、同条ただし書中「65年」を「70年」に改めるということでもあります。この文について何を指しているのかということが1点あります。
それから、この議案書を4枚めくっていただいた裏ですけれども、第5章の雑則の中で、定年に関する経過措置の5項ですけれども、情報の提供及び勤務の意思の確認というのがございます。この情報の提供について、どのようなことなのか、この2点についてお尋ねをいたします。

久米委員長 荒井課長。

荒井 課長 人事課の荒井です。よろしくお願います。
福谷委員の、70歳というのはどこを指しているのかというお尋ねでございますが、医療業務に従事する医師でございます。現在、定年の対象となる正規職員の医師はおりませんが、医師の職務と、責任の特殊性や、欠員補充の困難性に鑑み、国家公務員や徳島県の職員等において医師の定年が65歳から70歳へと引き上げられることから、本市においても、国や徳島県等を参考に、医師の定年年齢を、現行65歳から70歳へと段階的

に引き上げるよう、条例を改正するものでございます。

続きまして2点目の、情報提供及び勤務の意思確認についてでございますが、今回の改正に伴い、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されるほか、給与水準が60歳時点の7割に設定されるなど、60歳以降の職員の勤務形態等が多様になることを踏まえまして、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用給与の制度について情報を提供するとともに、引き続き勤務するか、退職するかなど、60歳以後の勤務の意思を確認するものでございます。

なお、本条例の施行日は令和5年4月1日からとしておりますが、令和5年度中に60歳に達する職員に対する情報提供、意思確認については、今年度中に実施するようになっていることから、この部分につきましては、条例の交付の日から施行することとしております。以上、よろしく願いいたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。定年が65歳に延びていくということでありますから、この暫定期間中というのが大変、職員にとっても、どのようなかたちで勤務したらいいのかという部分がありますので、今後とも十分な情報提供をしていただきますようお願いしたいと思います。以上です。

久米委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第3号議案 阿南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について(関係部分)

久米委員長 続いて、『第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。

なお、第9号議案については先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑、ございませんか。佐々木委員。

佐々木委員 いくつかあります。

まず、43ページ、固定資産税からですが、土地、家屋の税収ということで、これは、この数字が、例えば近年の中で増えている、今年が、今、増えているのかどうかというのをちょっと知りたいんです。

それと、この47ページ、財産管理費で庁舎光熱水費850万円、これは例年に比べてどの程度増えているのか、これも教えてください。

それと、49ページの知事選挙及び県議会議員選挙費の中の、ポスター掲示場設置保守点検撤去業務等委託料、あと、選挙公報配布業務委託料、これについて、ポスターの掲示板というのが今、どのように扱われているのか。ベニヤ板からボードに変わって、これらは1回使い切りの廃棄処分とされているのか。これを、理想でいえば、安全にきれいに繰り返し使える、リユースできるというのが一番いいのですが、現実、難しいかなとは思いますが、今、現状どうなっているのか。リユースできるようなもの、簡単に、ネットなどで見てもそうはなさそうではあるのですが、あるいはリユースができない場合のリサイクルなどを考えたりしないのかということにもつながるのですが、まずは、現状どうしているのか。箇所数と、ボード、杭とかの扱いについて教えてください。とりあえずそれだけ。

久米委員長 清水税務課長。

清水 課長 税務課、清水でございます。よろしくお願いいたします。

固定資産税が例年に比べて増えているのかというお話でございますが、固定資産税の前年度決算調定額でございますが、79億2,150万2,000円であったところ、今回、予算の補正におきまして固定資産税全体を77億4,790万円とするところでございますので、若干、増えているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 次、田中総務課長。

田中 課長 総務課の田中です。よろしくお願いいたします。佐々木委員の御質問にお答えいたします。

47ページの庁舎等管理費、光熱水費850万円ということなんですが、今回の補正は庁舎の電気料金不足に対応するものでございます。庁舎の電気料金は前年度の電気料金をもとに算定しておりますが、今年度については電力単価のうち燃料費調整額が為替レートや原油価格等の影響を受けて、前年度に比べて大幅に増加していることや、今年度の冷房使用時の電力使用量が、外気温の上昇によって前年度に比べて増加していること、また、今後の暖房使用時の電気料金の増加額に対応できるよう、補正をお願いするものでございます。

ちなみに、前年度の電気代の決算額としては3,050万円ほどになっております。これについて、今回の補正で850万円ほどの増額をお願いするものでございます。以上でございます。

久米委員長 次、手塚選挙管理委員会事務局長。

手塚 局長 選挙管理委員会事務局の手塚でございます。ポスター掲示場の箇所数の質問についてお答えします。

現在、知事選挙、県議選挙においては、知事について272カ所を予定しております。通常、市議会であれば133カ所を予定しております。

ポスター掲示場の掲示板でございますが、プラスチック段ボールを使用しております。ベニヤ板ですと価格が安定しませんので現在はプラスチック段ボールを使っております。使用したあとは、ポスターをはがしたあとエコパークのほうへ運びリサイクルをしております。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 庁舎の電気代とか光熱水費について、大幅に増えているということで、この庁舎が省エネモデルだということで建設、当時、設計の段階から、わたしたち、すごく聞かされて、そこら辺の勉強は十分にできないまま、そうだったということで承認もしたのですが、できあがったら全部ガラスの壁で、何という熱効率の悪そうなというか、ふれこみはいいけれども現実には違うのではないかと私も思いながらも、何て勉強不足だったのだろうと思ったりしたのですが、その外気温が夏場でもガラスの向こうから熱が伝わってくるのがわかるんですね。それを、だから議会もやっぱり、本会議でもいったように省エネというのは当たり前心がけて、徹々たるものでも意識の問題として持つべきだと思うのと、将来的にといいますか、ガラスの内側に段ボールで断熱材を貼ったら、すごい効果はあるのだろうけど、見た目は悪くなりますが。このままの庁舎のかたちでは、非常に省エネとはいえない庁舎だなと私は思いますので。これは質問ではないのですが…。

久米委員長 佐々木委員。どういうことですか、今の答弁に対して…。

佐々木委員 すみません。つい気持ちが入ってしまいました。だから、省エネをしていきたいと思いますということですね。すみません。

もう一つ、答弁に対する質問としましては、選挙のポスター掲示板について、エコパークへ持って行ってリサイクルをしているということについて、そのリサイクルの中身を教えてください。

それと、もう1回、質問とするならば、庁舎の中のその省エネに対して、もっと全体的にきちんと基準を決めて、一部だけ特別ではなく、基準を決めてしたらどうでしょうか、という質問にさせていただきます。2点です。

久米委員長 庁舎の分は新しい質問ですか。

佐々木委員 はい。電気代に関してです。

久米委員長 電気代。いや、最初の質問…。

佐々木委員 庁舎の光熱水費の金額を聞きました。これが値上がりしているということで、その値上がりの理由も聞きました。ですから、その管理費、管理の仕方によっても変わるだろうということでそういう質問をさせてもらったのですが。

久米委員長 わかりました。それでは、どちらからいきましょうか。掲示板。手塚選

挙管理委員会事務局長。

手塚 局長 選挙管理委員会事務局の手塚でございます。佐々木委員の質問にお答えいたします。

エコパークのほうへ運んだポスター掲示板のリサイクルについてですが、選挙管理委員会のほうでは、その後どのようにリサイクルされているのか確認はできておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課の田中でございます。

庁舎の基準と申しますが、一応、今、庁舎の室内温度というのは、夏場においては28度、冬場においては19度を目安に室内温度を、それになるような調整を行っております。

それと、本庁舎での節電の取り組みということなのですが、照明の設備、点検のプログラムなどを設定して、残業においては午後6時25分に一齐に電源が落ちるような仕組みにしておき、その後、必要な部分だけを点灯させるとか、廊下の照明もちょっと間引いて電灯の一部消灯ということでやっております。あと、トイレの便座も常にふたを閉めて、そういった節電努力もしております。以上でございます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 プラスチックボードについては、リサイクルが確認できていないということで、これはやはりリサイクルしていますという答弁をいただいたわけですから、どのようにリサイクルをしているかというのをお調べいただきたいと思っております。リサイクルもいろいろあるかと思っておりますが、とにかくお調べください。

要望ですが、今後、リサイクル、リユースできるものがあつたらそれを、費用対効果というか、費用もあるかと思っておりますが、研究していただけたらと思っております。今の時点では確認できていないだけではなく、今、聞くということもできないのですね、この場で。全くわからないですか。ちょっと残念ですね。もしわかるのであれば、教えていただきたいのですが。

それと、庁舎の光熱水費について、午後6時25分に一齐に電源が落ちるようにされているという、そういう仕組みはいいと思っておりますが、私が再問でいった、冷暖房とかを全体的な管理、部分だけ特別というのではなくということに関しては特に御答弁がなかったので、もう1回、お願いしたいと思っております。

久米委員長 両方とも質問ですか。

佐々木委員 そうです。

久米委員長 ちょっと待ってください。手塚局長、今、質問されたことは確認できますか。できるのであれば用意しておいてくださいね。

先に田中総務課長。

田中 課長 総務課の田中でございます。佐々木委員の御質問にお答えいたします。
庁舎の空調の設定温度ということなのですが、これについては庁舎自身が全館空調というかたちで、まず一次的に冷暖房を調整しております。それと、この部屋もそうなのですが、二次的に温度調整ができるような冷暖房システムがございます。それによって、各部屋で調整をしておりますが、なかなか全館空調で、全てきっちりしたような温度設定というのは当然できませんので、各部屋において二次的な空調を使って温度設定をお願いしているというかたちになっております。以上でございます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 二次的にもする部屋があると。そのこのところの意識の問題であるとは思うんですね、やっぱり。ですから、市としては、夏場28度、冬場19度でやっていますということで、場所によっても違うなどは思うんですが、そのこの周知というのでしょうか、数字的なものも全然把握されていないのではないかと思いますので、そこを、今の段階では、必ずそうしろとか、すべきだというのを市からいうのは難しいかもしれませんが、この数字に対してもっと周知を、それを守るということを進めていくような管理の仕方を、率先行動計画なども立てていますし、きちんとやっていく必要があると思いますが、そこは答弁をください。

久米委員長 答弁が要るのですね。田中総務課長。

田中 課長 佐々木委員の御質問にお答えいたします。
今もそうなんです、冬の電力不足に対応するため、政府から全国規模の節電要請が12月1日から始まっております。そういうこともあり、今月の課長会で先ほどの空調温度の話もさせていただきましたが、二次的なものというのは、やはりその部屋を使う職員が調整するようになりますので、再度、徹底して守るような啓発をやっていきたいと思っております。以上でございます。

佐々木委員 質問ではありませんが、いいでしょうか。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ですから、繰り返しになりますが、この目安としての温度を皆さんも頭に入れていただいて、国からの節電要請もありますし、温暖化対策の意識として衣服での調整などを守っていきましょと、そこで終わります、とりあえず。

久米委員長 ちょっと待ってください、先ほどの手塚局長の答弁、どうなりましたか。OKですか。手塚選挙管理委員会事務局長。

手塚 局長 選挙管理委員会事務局の手塚でございます。
ただ今、リサイクルの方法について環境管理課のほうに確認をしておりますが、まだ少し時間がかかるようですので、あとでお答えしたいと思います。

久米委員長 佐々木委員、それでよろしいですか。

佐々木委員 はい。

久米委員長 ありがとうございます。
ほかにありませんか。沢本委員。

沢本 委員 58ページ、公債費の長期債利子が1,800万円、減額になっておりますが、その要因をお伺いできたらと思います。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎です。よろしく申し上げます。
今回の長期債利子の減額補正につきましては、まず、令和4年度の当初予算編成にあたっては、そもそも令和3年度の地方債の借り入れは、令和4年の5月に集中しております。従いまして、令和4年の当初予算の編成時期、12月、1月においては見込みで5月に借り入れる利子を計算しまして当初予算計上いたします。その後、今回、12月になりますと、もう5月に借り入れが終わっておりますので、令和4年度中の支払いの利子が確定しましたので、その分について積算した結果、1,800万円が不要になるということになりましたので、今回、補正させていただきました。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 そうしたら、見込みで予算を大目に組まれていたという理解で、特段、利子を下げのために何か手立てをされたというわけでもないのでしょうか。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 当初予算編成時には、そもそも借入額、令和3年度の借入額自身も5月になった時点で決算に応じて借入しますので、まず、金額自体も変動することもあり得ますし、利率につきましては国、財政融資資金等、国の機関から借り入れることが多いのですが、そこでは利率が、もう国のほうで決められておりますので、そのようなかたちで不用額が出たりしているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

沢本 委員 わかりました。ありがとうございました。

久米委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第6号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

佐々木委員、先ほどの答弁ができるそうです。聞きますか。

佐々木委員 はい。

久米委員長 それでは、先ほどの佐々木委員の質問に対する手塚事務局長からの答弁があります。どうぞ。

手塚 局長 選挙管理委員会事務局の手塚です。佐々木委員の、先ほどの御質問にお答えいたします。

掲示板のボードですが、エコパークに確認したところ、破碎をしてごみ焼却のための熱量に利用しているとのこと。以上でございます。

久米委員長 もう採決しておりますので、御了承いただきたいと思います。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第17号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

久米委員長 続いて『第17号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。荒井人事課長。

【理事者説明 荒井 人事課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第17号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第17号議案 阿南市職員の給与に関する条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 18 号議案 令和 4 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）について（関係部分）

久米委員長 続いて、『第 18 号議案 令和 4 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。

なお、第 18 号議案については先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 事項別明細書の 13 ページの会計管理費の備品購入、セミセルフレジの購入ということがありましたので、阿波銀行の派出所が来年度中になくなるということでもあります。現在、この派出所と会計窓口において、公金の収納についてどのぐらいの取扱件数があるのか、まず 1 点、お聞きしたいと思います。

久米委員長 1 問ずついくのですね。

福谷 委員 1 問 1 答でお願いします。

久米委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。よろしくお願いたします。福谷委員の御質問にお答えいたします。

会計課窓口における公金収納の取り扱い件数、金額でございますが、こちらにつきましては直近 1 カ月の数字になりますが、件数は約 1,000 件、金額は約 1,885 万 3,000 円でございます。なお、月々の実績の数字ではございませんが、繁忙期につきましては約 3 倍の件数となっております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。月 1,000 件を窓口で受け付けているということでございますから、当然、セミセルフレジを入れていくことについては十分理解できます。

2 点目の質問としまして、今、現在、派出所と会計課が受け入れている公金の種類ですが、特に税以外にもあると思いますが、どのような種類があるのかお尋ねをいたします。

久米委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。福谷委員の御質問にお答えいたします。会計課窓口及び指定金融機関派出所で受け入れている公金の種類という

ことですが、主なものにつきましては、市税とその他、保険料などがございます。以上、御答弁いたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 多分、それ以外にもいろんな手数料関係があると思いますが、大体わかりました。特に税金については口座振替をしていただいておりますが、やはり現金で支払いたいという方もいらっしゃるようで、このセミセルフレジの設置も必要かと思えます。

3点目としまして、このセミセルフレジを設置後、例えばどのような流れになるのか。納付する人が来た場合、どうかたちで納付していったらいいのか、その流れをちょっと教えてください。

久米委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。福谷委員の、セミセルフレジ設置後の対応、流れについての御質問に御答弁申し上げます。

まず、設置後の窓口対応につきましては、職員とセミセルフレジでの対応となりますが、窓口で納付をされる市民の方が納付書等を職員に手渡し、職員が公金の種類、金額等をセミセルフレジに入力処理をして、納付者の方には対面するレジの画面に納付される公金の種類、金額等を確認していただきます。納付者の方に現金をレジ機器にお支払していただき、収納確認後、職員が領収日を押印して領収書を発行する流れとなります。以上、お答えいたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。流れを聞いていると派出所がなくなったら会計課の窓口職員の事務が増えるという印象を受けました。例えば、職員が税金の何期目ですよと入力をして、これですねという確認をした中でお金を投入していただく。あと、持ってきた納付書に押印をするということになれば、結構、窓口で1,000件、特に繁忙期にはもっと来ると思うんです。ですから、ちょっと人為的な分についてはやっぱり合わせて考えていかないと、なかなかうまく運用できないのではないかという気がしましたので、その点うまく、レジを設置したから十分だと、そういうことがないようなかたちでの対応はお願いしておきたいと思えます。以上です。

久米委員長 福谷委員、要望でいいですね。

福谷 委員 要望です。

久米委員長 ほかにありませんか。福谷委員。

福谷 委員 歳入の関係についてお聞きいたします。11ページであります。繰入金の中で、新型コロナウイルス感染症対策応援基金、それから財政調整基金がございまして、こういうかたちで、今、全て歳入として、今回の補正でも支出するわけですが、支出したあと手元に残る基金の残高はいくらになる

のか、教えてください。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。福谷委員の御質問の中の財政調整基金につきまして、御答弁いたします。

財政調整基金繰入金が、今回の補正でマイナス2億1,870万円とありますが、これにつきましては、今回の第7号補正予算を反映後の基金残高としましては、93億9,990万2,000円でございます。以上、御答弁いたします。

久米委員長 東企画政策課長、どうぞ。

東 課長 福谷委員の新型コロナウイルス感染症対策応援基金から一般会計に繰り入れたあとの基金の額はいくらになるのかとのお尋ねでございますが、補正予算第7号繰入金計上額1,277万円を含めまして、現時点での予算反映後の残高見込み額といたしましては、1,955万1,000円でございます。以上、お答えいたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 この第7号の補正を反映したあと、財政調整基金については、先ほど御説明がありましたけれども、93億9,000万というかたちであります。もし、このままの状況が続くかといえ、阿南市でも大きな企業もあります。どういうかたちで反映されるかはわかりませんが、この額が、ひょっとすれば100億近くなるという状況が考えられるのではないかと。それで、1点要望したいのですが、これだけ基金を持つということについて、使い道を一体どうするのかということが一つ問題になると思うんです。例えば全国的に見ても、阿南市の予算額に対して、大体、20%ぐらいを基金として保有するというのが全国的には多いと、8割方そういうような自治体が多いということでもあります。阿南市も何かのかたちにお金を持って基金としておいているわけですが、今回の議会の中でも、公共施設の上に建っているものを撤去してくださいというものとか、それから、修繕すべきものがあれば支出をする。これがトイレの改修の必要があればすぐにできるというお金は十分あるわけですから、そういったものを適宜、使用していく。そういうことから市民の安心、安全ということを築き上げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。以上です

久米委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第18号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第7号）について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

久米委員長 以上で、総務委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。ここで15分間、休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休 憩 11：00～11：13

久米委員長 それでは、再開いたします。

一 般 質 問

久米委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けいたします。通告がありますので、順次、指名をさせていただきます。まず、福谷委員。

福谷 委員 私のほうから3点、一応、1問1答でお願いいたします。
まず、地方公共団体の情報システムの標準化ということで、阿南市でも事務処理の内容の共通化、共通性、住民の利便性の向上から、また、行政運営の効率化の観点から、標準化の対象が20業務ほどあるようで、今、進んでいると思います。2025年度には全て、そういった共通のシステムを運用するというところでありますが、この計画において、今後、阿南市が重点的に取り組んでいくような内容がいくつか示されております。このうちの自治体情報システムの標準化・共通化及び行政手続きのオンライン化の取り組みについて、スケジュールに応じた進捗、十分進んでいるのか、本市の現在の状況についてお尋ねしたいと思います。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 行革デジタル戦略課の吉岡です。よろしく申し上げます。福谷委員の、自治体情報システムの標準化・共通化及び行政手続きのオンライン化の進捗状況に関する御質問にお答えいたします。

まず、自治体情報システムの標準化・共通化につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法に基づく基本方針のもと住民票や税、保健福祉等の20業務の各情報システムについて、令和7年度末までにシステムの標準化を行い、国が整備するガバメントクラウド上に移行することが求められております。このガバメントクラウド

とは、これまでのようなサーバ機器を庁内に設置するオンプレミス方式や、一般のデータセンターを利用する通常のクラウドサービスとは違い、国の全ての行政機関や地方公共団体が利用できる政府共通のクラウドサービスであり、行政全体でのセキュリティレベルの強化やコストの削減、迅速なシステム構築など、庁内外のデータ連携が可能となるものでございます。

現在、国が各システムの標準仕様書や手順書を順次、改定しているところですが、本市においては国から公開される情報をもとに、今年度は現行システムの概要調査や標準仕様との比較分析作業等を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和5年度末に、まず健康管理システムを移行し、その後、他の情報システムにつきましても準備が整い次第、移行を進め、令和7年度末までに全20業務の移行が完了するよう進めてまいります。

次に、行政手続きのオンライン化の進捗状況についてでございますが、国の自治体DX推進計画において、「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた31手続のうち、子育て関係で15手続、介護関係で11手続、罹災証明1手続の計27の手続については市町村の対象事務となっており、令和4年度末までに、国のマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることとされております。

本市においては、本年11月に介護関係の11手続について、マイナポータルからのオンライン手続きを開始し、また、子育て関係は15手続のうち12手続を昨日19日から開始しております。残り3手続については近日中に開始する予定としております。なお、罹災証明の手続きについても今年度末までのオンライン手続きの開始に向け、関係課と連携を図りながら進めているところでございます。以上、お答えいたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。進捗状況については、やっぱりスケジュール通り進めていかないとなかなかうまくいかない。特に、今、国からの情報に基づいて比較分析しているとのことでもありますけれども、やはり、今、使っている部分が、利便性がもっと向上するようなかたちでの交渉をお願いしたいと思います。と申しますのは、マイナンバーカードを利用して保険証にという話ですけれども、あらゆる情報につきましては、やはり20項目ある、国民健康保険のデータとか、どういう連動をしていくのかということも考えたら、何か、来年度からという話と、令和7年度末までという話での部分がかみ合っていないのかなという気はしますけれども、そのようなかたちで手続きについてはしっかりと進めていただきたいと思います。

続いて、個人情報の保護条例についてであります。これはデジタル社会の形成を図るために、関係法律の整備に関する法律が公布されまして、令和5年4月1日から、地方公共団体においても、その改正された個人情報保護条例の全国的な共通ルールが適用されるということになってまいりました。そこで、そのときに、国では保有されていないが自治体の施策によって保有される可能性があるという情報があります。これを、要配慮個人情報と申しますけれども、この分について、本市としては条例化についてどのように対応していくのかを、まずお尋ねしたいと思います。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課の田中です。よろしくお願ひいたします。福谷委員の、要配慮個人情報条例化の対応についての御質問にお答えいたします。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度の調和の観点から、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取り扱いのルールを統一化するため個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体に適用される規定が令和5年4月1日から施行されることになっております。

改正法では本人の人種、信条、社会的身分等の取り扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報と定義し、さらに要配慮個人情報に加え、地域の特性、その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報を新たに条例要配慮個人情報と定義し、これを条例で定めることができると規定しております。

国の個人情報保護制度の見直しに関するタクスフォースの最終報告では、条例要配慮個人情報に想定される情報として、LGBTに関する情報、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等が挙げられております。これらの個人情報を条例要配慮個人情報と規定した場合、改正法では個人情報ファイル簿への記載と情報漏えいの際の個人情報保護委員会への報告が義務づけられることとなりますが、個人情報の取得、提供等に関しては従来通りの取り扱いとなります。また、条例要配慮個人情報を条例に規定するには、阿南市の特性や事情を考慮したうえで、不当な差別、偏見、その他の不利益を生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報について検討する必要があると考えております。

いずれにせよ、3月定例会に条例案を提案すべく作業を進めているところであり、要配慮個人情報の条例化については他の自治体の考え方も参考にしながら慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。これはどういうことかという、国のほうでは、やっぱり保有されていない、先ほども説明にありましたように、LGBTに関する情報とか、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実というのが一応、示されております。

なぜこういうことを申し上げるのかということ、これが阿南市でのパートナーシップ、ファミリーシップの制度というかたちで、一応、作られた制度であります。ですから、このような情報は施策のうえで持ったわけですから、やはり個人情報保護条例と合わせていくのであれば、私はこの分についての条例はきちんと書き込んでいただきたいということで御質問をしましたので、その点については一つ、来年の3月までに御検討をお願いしたいと思います。

それと、今もいったように、どれが個人情報に当たるのかということにつきましても、やはり行政機関内部の漏えい防止、そういったようなことから含めて要配慮個人情報であるということはやっぱり勘案すべきであろうと思っております。

それと、もう1点、この個人情報の関係についてですが、手数料です。開示の請求の手数料について、国と一応、異なるのかということと、取得する場合について、コピーや記録媒体の費用の実費について、どのようなかたちで考えているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課の田中です。よろしくお願いたします。福谷委員の御質問にお答えさせていただきます。開示手数料と費用負担に関する御質問にお答えいたします。

改正法では、地方公共団体における開示請求にかかる手数料は、実費の範囲内において条例で定める額とされており、その額を定めるにあたっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされており、また、個人情報の保護に関する法律についてのQ&Aでは、開示請求の手数料について、国と異なる手数料とすること、手数料を無料とすることが可能であることが示されていることから、現在、無料としている手数料については引き続き無料とする方針としております。

次に、コピーや記録媒体の費用等の実費徴収についてですが、現行の条例では、開示文書の写しの交付等にかかる費用と、写しの送付を求める際の送付に要する費用の負担を求めることを規定しております。個人情報の保護に関する法律についてのQ&Aでは、開示請求の手数料と重複して徴収することがない限り、コピー代や記録媒体の費用等の実費について徴収することが可能であると示されていることから、こうした費用については引き続き、負担を求めるため条例に定めることとしております。以上でございます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。取扱いについてはあまり現行と変化がないようなかたちでの対応をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、マイナンバーカードについて、金子総務大臣がマイナンバーカードの取得率が低い、全国的に低いという場合について、普通地方交付税を減額するという発言をしております。このことについてはいかがなものかと考えているところでありますけれども、このことに対するスタンスについて、どのような立場を考えているのかについて、お尋ねしたいと思います。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。福谷委員の御質問に御答弁いたします。

政府が、令和4年6月7日に閣議決定したデジタル田園都市国家構想基本方針の中で、マイナンバーカードの普及促進、利活用拡大の具体的取り組みとして、マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討が明示され、その内容は、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化にかかる財政需要の算定に反映することについて検討するとされており、一方、全国市長会で決議され、全国会議員及び関係

府省等に提出された地方交付税の総額の確保に関する提言では、マイナンバーカード交付率に応じた交付税算定への検討にあたっては、交付税における財源保障機能を十分に踏まえたうえで、地域のデジタル化に必要な財政需要を的確に算定に反映する観点から、必要な財政需要を適切に措置するなど、十分に地方の意見を聞きつつ、地域の実情に即した適切な財政措置とすることが提言されております。本来の普通地方交付税の姿としましては、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体の代わりに徴収し、財源の不均衡を調整するものであり、地方交付税における基準財政需要額はあくまでも地方が標準的な行政水準を保つための額を示すものであることから、地域のデジタル化にかかる財政需要を的確に反映する制度設計を望んでいるところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。地方交付税については、やはり、マイナンバーカードについても議会等で質問がありましたけれども、積極的に取り組んでおりますが、なかなか取得率が伸びない。こういう状況については、国においても責任があると思っていますので、普通地方交付税の減額がないようなかたちでの要望というのか、これは引き続き、行っていただきたいと思っております。以上であります。

久米委員長 次、佐々木委員。

佐々木委員 通告してありましたのはゼロカーボンについて、環境保全率先行動計画区域施策編についてです。本会議の質問とも重なる部分がありますが、平成29年度作成の環境保全率先行動計画区域施策編では、二酸化炭素の削減目標を、2013年度を基準年として2030年度は33%減としています。現在作成中の計画では、2013年度を基準として、2030年度は50%減と、大きく目標値を引き上げています。2050年度にはゼロカーボンを目指しています。非常に厳しいというか、大きな目標なのですが、そこで、まず担当課として実現に向けどう取り組んでいくのかと、計画、実現についてお考えをお聞かせください。計画は計画書を作る、これも大変ですが、実現というのは全く別の話で、これは今の計画書ですが、実現についてのお考えをお聞かせください。

次に、市民生活への省エネなどの啓発活動は具体的なことが重要であると思っております。環境保全推進協議会の議事録からも、そう指摘する意見があります。具体的な啓発、また市民からの提案の受け入れ、実践、その取り組みと成果の見える化は必要だと考えます。成果の見える化は励みになりますから、計画素案の中に盛り込んではどうでしょうか。二つの質問です。お願いいたします。

久米委員長 東企画政策課長。

東 課長 企画政策課、東でございます。よろしく申し上げます。佐々木委員の、阿南市環境保全率先行動計画区域施策編に関する御質問にお答えいたします。

はじめに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、どのように取り組んでいくのか、との御質問についてでございますが、本市は、昨年8月に、県下の自治体としていち早く、ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国や県の枠組みの中で脱炭素社会の実現を目指しております。これまで取り組んでまいりました地球温暖化対策や低炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させ、2050年カーボンニュートラルの実現に極めて重要な2030年度目標の達成を確実なものとするため、まずは2025年度を短期的な目標年次として定め、実施可能で効果の高い施策を重点的に展開し、市民及び事業者の皆様とともに、目に見える成果や実績を一つずつ積み上げてまいりたいと考えております。具体的な施策等につきましては、阿南市環境保全率先行計画区域施策編改訂版に位置づけることとしており、現在、その素案の作成に取り組んでいるところでございます。

次に、市民の皆様からの提案を計画に反映し、その取り組みと成果を見える化することを計画に盛り込んでどうか、との御提案についてでございますが、カーボンニュートラルの実現に向けては、市民及び事業者の皆様をはじめ、地域が一体となって取り組んでいくことが重要でございます。このため、市民の皆様が地球温暖化対策への考えや行動、また、事業活動における脱炭素化の取り組み状況等を踏まえたものとするため、本年10月下旬から12月中旬にかけて、市民及び事業者の皆様を対象にアンケート調査を実施したところで、いただいた御意見は区域施策編の見直しや、今後の施策の実施の参考にしたいと考えております。

また、委員御提案の成果の見える化といった観点からは、例えば取り組みの進捗状況を図る指標として、市全体の二酸化炭素排出量などが考えられますが、その数値を市独自で把握する手段や仕組みがないことに加え、国の統計データも数年後でなければ公表されないといった課題もございます。一方、取り組みの成果や効果を目に見えるかたちで市民の皆様にお伝えすることは、脱炭素化への意欲向上やさらなる行動変容を促す重要な要素でありますことから、そうした点も踏まえ、計画の見直しに努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 今、作成中ということで、細かな、具体的なことがまだいえないのはわかりますが、ですから、提案というか、させてもらっています。それで、市民の取り組みの見える化につきまして、例えば財政措置を伴うようなものの問題もあるかと思いますが、それをお金をかけなくてもできるような、市民が見た目、例えば単純にいうと、車をやめました、バスを利用しました。そこで、1回スタンプを押す。例えば、ラジオ体操のカードのような、ああいうものを使って、「自分は今月は何回、車をやめてバスを使った」、それは自己満足であったりするかもしれませんが、自分への励みになる。そういうささやかな、お金のかからない取り組みで、自分で確認できる。きちんと確認できるということはすごく大事なことですよね。「最近、バスに乗ってるよ」ではなくて、「何回乗ったか」みたいなことは大事だと思いますので、細かいことですが、またお考えいただけたらと思います。見える化というのはいろんなかたちがあるとは思いますが、ぜひ、見える化に取り組んでください。

それと、さきほどの選挙のボードに対する要望をさせていただきたい。ボードをリサイクルで燃やしています、サーマルリサイクルといたいのですが、そこにボードを燃やさなければならないほどの熱不足、カロリー不足があるならそれをすればいいと思いますが、近年、阿南市のごみの中でも合成繊維類が非常に増えています。プラスチック繊維です。それがものすごく増えています。これも燃やしています。燃やすことでサーマルリサイクルなんだと、もしいうとしたらそれは間違っていますよね。ですから、この選挙のボードもリサイクルはいろんなかたちがありますし、ボードも古紙を固めたようなボードもあるそうです。これも結局、あとは破砕して燃料になるという解説がありますが、どちらが高いとか、どちらがよりいいのかわかりませんが、そここのところとかも、SDGsの観点、環境保全率先行動計画の区域施策編、これは事務事業編になるんですかね、中でもきちんと考えていっていただきたい。

それと、庁舎の断熱、省エネに関しても、ガラス張りで清々しい、明るいというのではなく、年間3,000万円以上の光熱水費がかかっている、さらにかかりそうだ。今、寒い冬ですが、来年の夏は今年よりもさらに気温は上がる。温度曲線の予想はそうなっています。そういう中で、ガラス窓1枚、カーテンも何もかけていない。そういうことではなくて、できるだけの、例えばブラインドを下ろすとか、そういうことを手元でしていく。今すぐにできることですよね。そういうことはやっていくべきだと。それをしないで予算だけ増やしていくというのであれば、予算に対して私は反対をしたい。ですから、そういうことでは全く追いつかないというのであれば、将来的にはそれこそ庁舎の壁に、内壁、外壁というのが必要になるかもしれない。これはお金がかかるから電気代のほうが安いんだという職員がいますが、それはそうでしょう、お金で考えたら。だけど、そういうことをしていくというのも、ある意味、市民から見える化であるから、将来的に頭の隅には置いておく、考えていくことだと思いますので、これにて、意見とさせていただきます。

久米委員長 質問も入っていたように思いますが。全部要望でよろしいですか。

佐々木委員 すみません。要望のほうは答弁は要りません。

環境保全率先行動計画区域施策編のほうで、市民生活での見える化、お金もかからないがはっきり見える化ということ、ぜひ取り組んでいただきたいということで、さらにそれを質問とさせていただきます。お願いします。

久米委員長 小休します。

小休 11:42～11:43

久米委員長 再開します。
山田ゼロカーボン推進室長。

山田 室長 企画政策課、ゼロカーボン推進室の山田でございます。よろしく申し上げます。佐々木委員の、お金をかけない取り組みの啓発について御答弁申

上げます。

現行の区域施策編におきましても、市民、事業者に「COOL CHOICE」に笑顔で取り組むまちづくり、というのを基本方針に掲げておりまして、市民、事業者における省エネ行動の推進や、省エネ機器などの導入、拡大を推進していくといったような取り組みを、現行計画においても推進しているところがございます。具体的に市民向けの施策といたしましては、家庭におけるエコライフの推進であったり、省エネルギー家電の普及促進等、そういった取り組みを現在推進しておりますが、家庭における取り組みについては、例えばエシカル消費行動を促す。例えばマイバックを持参してレジ袋の削減に努める、そういった取り組みを、現在、取り組んでいただいているところがございます。そういった、お金をかけずに取り組める環境の行動につきましてはいろいろあると思います。そういったことをわかりやすく市民の皆様にお伝えすることによって、1人でも多くの方がそういった行動に理解を示していただいて、温暖化対策に取り組んでいただけるように、これからも普及、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。以上、お答えとします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 もう答弁は求めませんが、私がいっているのは、「COOL CHOICE」、家電の買い替えとか、それに合わせてエコバックのとかいっていますが、それをやった、自分が取り組んだ、何回取り組んだとか、そういうのが市民に、自分自身にわかる、あるいは、何かのグループでもわかる、そのわかるような仕組みづくり、自分の励みになる、お互いの励ましになる、そういうのが大事だろうと考えるし、自分自身がやってもそういう実感があるので、そういう提案をさせていただきました。それは、今すぐそれをしますとさえないだろうと思いますので、答弁はもう求めません。いっていることが少し違うというか、そうではないということをして、とにかく見える化というのが大事なので、やっていっていただきたいと。要望にしておきます。以上です。

久米委員長 次、沢本委員。

沢本 委員 阿南版事業仕分けの流れを汲みます事務事業評価システム構築事業が、今年度、事業化されております。事業評価をどのようなシステムとして構築されていきますか。その事業内容、評価システムの流れを教えてくださいましたらと思います。

久米委員長 一つずついきますか。吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 行革デジタル戦略課の吉岡です。よろしく申し上げます。
沢本委員の、事務事業評価システムにおける全体の流れについてのお尋ねですが、本システムは、これまで実施してまいりました市民による事業評価会議の理念と、それらを通じて得られたノウハウを継承した内部評価の取り組みと位置づけておりますことから、全体の流れといたしましても、事業評価会議の流れを意識したものとなっております。
順に説明いたしますと、評価対象として選定した事務事業について、ま

ずはそれらの所管課におきまして事務事業シートの作成を行います。この過程では、自らが担当する事務事業を一度立ち止まって見つめ直し、事務事業における活動内容が、本市が抱える課題の解決など、最終的に目指す姿の実現に向けて適切な選択となっているか、などといった自己評価を行うことを狙いとしております。

次に、そうして作成した事務事業シートをもとに、第三者的な視点からのヒアリングを行います。今年度と来年度におきましては、本事業のアドバイザーである一般社団法人構想日本のスタッフから、事務事業の改善に向けた助言をいただくとともに、若手を中心とした本市職員もヒアリングに参加する予定としております。ヒアリングの終了後、2カ月程度の期間を設け、所管課による事務事業の見直しを行ったあと、最後に広報あなんや市ホームページ等を通じ、見直し結果の公表を行いたいと考えております。以上が本事業の流れでございます。御答弁とさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 ありがとうございます。これまでの本会議での理事者答弁によりますと、行政委員会等の一部を除く全所属部署が評価対象ということでしたけれども、どのぐらいの事業が評価の対象になりますでしょうか。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 これまでの議会の中でも、事務事業評価システム構築事業では、まずは令和5年度までの2年間におきまして、行政委員会等の一部を除く全所属につき各1事業を目標に評価を行うことで、改革を是とする組織風土の醸成及び意欲ある人材の育成といった事務事業評価の成果を、これまで以上に広く行きわたらせることを目的としております。

その後、令和6年度以降におきましては、本システムを組織にしっかりと定着させ、1会計年度におきまして複数の事務事業を評価、見直しできる仕組みとして成長させていく予定であり、現時点では評価対象となり得る事務事業の件数は把握しておりませんが、本市総合計画の主要な施策にひもづけられた事務事業のうち、市に見直しの裁量のあるものを中心に継続して評価を行うことで、同計画における基本目標の、より高いレベルでの達成につなげてまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 令和5年度までは2年間で40事業ということで、基本的には全部署1事業ということは目安みたいですがけれども、今年度、令和4年度の事業評価というのはスケジュール的にはどのようになっていますでしょうか。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 御質問にお答えをさせていただきます。

今年度におきましては、約40件と申し上げておりました半数の20件程度の事務事業を対象に、評価を行いたいと考えております。以上、お答

えとさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 質問が言葉足らずだったかもしれませんが、選定から第三者ヒアリング、評価事業見直しまでの、今年度のスケジュールといたら…。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 申し訳ございませんでした。

今年度につきましては、去る11月16日に、一般社団法人構想日本のスタッフによります、管理職を対象とした研修会を開催し、事業評価の意義や、国において取り組みが進められているEBPM、証拠に基づく政策立案の枠組み等について学ぶとともに、今年度における実施スケジュールについて情報共有を行いました。今後は1月中を目途に事務事業シートに基づくヒアリングを行い、その後、年度内を目標に事務事業の評価及び見直しを行っていきたいと考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 また、本会議の答弁で、「本事業は必ずしも次年度以降の予算への反映を目指すものではなく、職員自身が事務事業を常に軌道修正続けられるシステムとして成長させていくことを念頭に置くもの」とのことでしたけれども、事業評価の対象事業に関われない、携われない職員はどれぐらい出てくるかわからないですけれども、その職員に対してはどのような対応をなされるのでしょうか。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 事業評価に関わっていない職員への対応についてですが、事務事業評価システム構築事業の取り組みにおきましては、市民による事業評価会議の理念を継承しながらも、その一方では、沢本委員がおっしゃられていましたように、対象事業に関わっていない職員への対応といったところがございます。

現時点において、その解決策として2点挙げさせていただきますと、1点目として、先ほど御説明させていただきました職員研修のデジタルアーカイブ化を行います。このことは、現在準備中でございますが、研修の様子を撮影した動画を編集し、全職員がいつでも視聴可能な環境に置くことにより、知識の幅広い共有を行ってまいります。

2点目といたしましては、全体の流れの中で1月中に実施いたしますヒアリングには、若手を中心とした職員も参加予定であると説明させていただいたところですが、この取り組みを通じまして、第三者的な視点から、事務事業を評価するという目を養うとともに、得られた経験を参加職員自身が、担当する事務事業の見直しへと還元するといった好循環を確立していきたいと考えております。以上です。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 最後、広報ですけれども、事業評価結果等については、適宜、議会においての報告とともに、広報あなんやホームページ等の、本市の広報媒体を通じ、結果に至るプロセスも含めて、市民の皆様にご丁寧にお知らせをすることでしたけれども、この考えに変わりはないのでしょうか。そして、報告及び広報の時期はいつ頃になりますでしょうか。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 評価結果の報告や広報の時期についてでございますが、現在の予定といたしまして、年度内を目標に事務事業の見直しを行ったあと、それらを行革デジタル戦略課で取りまとめ、その後、2カ月以内を目途に、評価結果の報告や市民の皆様への広報等による周知を行っていきたく考えております。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 沢本委員。

沢本 委員 たくさんの方に、御答弁ありがとうございました。

阿南版事業仕分けに携わられた職員からお伺いしたんですが、準備等もあったんですけれども、その事業が見直しにつながったという、こういった取り組みとしては本当にいい経験をしたというお話だったんですけれども、以前にも阿南市でこういった事業評価の取り組みがあったときには、これはその評価だけが一つの仕事になってしまったようで、それが次年度以降の事業の見直しだったり、予算への反映だったりということにつながっていかずに、それはとん挫してしまっただけなのですが、今回の事業が、そういった次年度以降につながっていくような有意義な事業になりますよう、よろしく願いをいたしまして終わります。

久米委員長 以上で、予定しておりました質問は終わりました。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありませんね。

それでは、これにて質問を終了いたしまして、所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会に当たり、表原市長から御挨拶を受けたいと思います。表原市長。

表原 市長 本日は大変御多用の中、総務委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきましては、全て原案のとおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと存じます。審議過程の中でもたくさんの御意見、御提言がございましたが、それらにつきましては今後の市政運営に対しまして、しっかり活かしてまいりたいと存じております。本日は誠に御世話になりました。ありがとうございました。

久米委員長 これをもちまして、総務委員会を終了いたします。

閉 会 1 1 : 5 7
